



広島西ロータリークラブ会報

THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA WEST

No.
1953

例会日・木曜日 12:30~13:30
例会場・ANAクラウンプラザホテル広島
会 長 中村 哲朗
幹 事 森信 秀樹

事務所・〒730-0011 広島市中区基町6-78
リーガロイヤルホテル広島13F
TEL 082-221-4894・FAX 082-221-4870
E-mail:hwrc@godorc.gr.jp
広島西ロータリー <http://www.hwrc.jp/>

RIテーマ THE FUTURE OF ROTARY IS IN YOUR HANDS
「ロータリーの未来は
あなたの手の中に」

本年度会長テーマ
「ロータリーの心で周囲を包もう」

「職業奉仕・米山月間」

2009年 10月 1日 第1929回例会

◆ 会長時間 ◆

中村(哲)会長



10月は職業奉仕・米山月間です。職業奉仕の理想に本来込められている重要なことがあります。1) あらゆる職業において最も高度の道徳的水準を守り、推進すること。2)

自己の職業またはロータリアンの携わる職業のみならず、あらゆる有用な職業の社会に対する価値を認めること。3) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てることが挙げられます。10月15日の例会は、職場訪問例会となっており、大西会員のお世話で三菱重工業(株)広島製作所・江波工場を訪問見学させていただきます。

また10月は、米山月間です。月間の目的は、米山奨学事業の意義を深く認識し、寄付金を募る活動をすることです。ご存知のとおり米山奨学事業は、日本に留学する外国人を対象とする日本のロータリー独自の奨学制度で、1954年にタイからの奨学生が最初ですので55年の歴史を積み重ねております。本日は、米山奨学生の張化さんに「中国で広がる貧富の格差」というタイトルで卓話をお願いしております。なお張化さんは、このたび中

国の故郷(遼寧省・鉄嶺市)に帰られて結婚式をあげられたそうです。誠にめでたうございます。後程、広島西RCからのお祝いとして、イヤープレートと花束を贈呈いたします。

大変遅くなりましたが、ゴルフ、囲碁、麻雀それぞれの同好会への取り切り賞品の準備ができました。沖副幹事の会社の社員さんがドイツへ出張されると聞き、買い求めてきて頂いた品物です。後程の同好会報告時に今年度世話人の方々へお渡しいたします。

以上

米山奨学生 張化さんに結婚のお祝い (イヤープレートと花束)



● 会務報告

森信幹事

※ロータリーレートが10月1日より90円(現行94円)に変更になります。

※例会臨時変更

- 10月9日(金) 広島城南R C 休会
 10月19日(月) 広島中央R C
 10月17日「秋の家族例会」
 10月23日(金) 広島南R C
 「職場訪問例会：広島弁護士会館」
 10月26日(月) 広島中央R C
 「職場訪問例会：広島市総合リハビリテーションセンター」
 10月27日(火) 広島安芸R C
 「10月28日 広島東R C 合同夜間例会」
 10月28日(水) 広島東R C
 「広島安芸R C 合同夜間例会」
 10月28日(水) 広島陵北R C
 「職場訪問例会：MAZDA Zoom Zoom
 スタジアム広島」

※例会終了後、4階「竹の間」において10月定例理事会を開催いたしますので、理事会メンバーは出席願います。

※今年度取り切り戦賞品の贈呈(マイセンの花瓶)



会長杯（紫友会）藤田世話人



副会長杯（囲碁同好会）小田世話人



幹事杯（紫雀会）小橋世話人

●委員会報告

出席報告 竹本委員

本日（10月1日・木曜日）			
会員数	85名	出席者	78名
欠席者	7名	ご来客	3名
ご来賓	0名	ゲスト	2名
		計	83名
前々回(9月10日・木曜日)			
		出席率	98.80%

※世界社会奉仕委員会 宇田委員長
 鈴峯学園バングラデシュ・プレスクールへの文具提供依頼

※米山奨学委員会 梅田委員長
 米山奨学会への特別寄付のお願い

※職業奉仕委員会 諏訪(昭浩)委員長
 職業奉仕部門クラブフォーラムのご案内

●同好会報告

☞紫雀会 小橋世話人

去る9月24日に行なわれました紫雀会9月例会の御報告をいたします。

映えある優勝は、岡野名人でした。

当日は、直前まで仕事に励まれ、ほんの少しのお酒で、のどをうるおしながらの優勝でした。前日の宴会のお酒をセーブされた結果でしょうか、見事な断トツ優勝でした。

第2位は、いつも粘り強い雀風で、堅実な実力派の木本さんでした。

第3位は、おいしいおつまみを持参して下さった羽井さんでした。本当に、ごちそうさまでございました。何ヶ月ぶりかの出場ながら、懐の深い麻雀をみせて下さいました。

入賞された皆様、誠におめでとうございます。

次回は、10月15日に小町屋の予定です。

多数の御参加を、宜しく願い申し上げます。

🌸 10月お誕生日おめでとうございます。

(6名)

鈴木君 (10日)	宇田君 (13日)
小田君 (20日)	村上(智)君(23日)
前橋君 (24日)	長谷川君 (26日)



😊香川(基)君 (自主申告)

本日10月1日で、株式会社福屋は創業80周年です。中区の八丁堀本店では数々のイベントを開いており、9階ファミリーレストランでは懐かしのお子様ランチを再現しております。当時の従業員や顧客から聞きとりをして可能な限り再現を試みました。また各フロアでも展覧会やセールも企画しております。(大枚)

😊荒川君 (自主申告)

9月20日 日曜日 千代田OGMゴルフクラブにて、第4回千代田OGMゴルフクラブ、リージャスクレストゴルフクラブ合同研修会の競技にて4番ショートホール、190ヤードを5番アイアンによりホールインワンを達成しました。その日は絶好調で、前半インコースは39とハーフベスグロ、しかしホールインワン達成後同伴者にはやし立てられ、突如シャンク発生、又、最後までシャンクが止まらず、スコアは50点と崩れました。ゴルフはじめて20年、初のホールインワン達成はひとつの目標達成と自分も喜んでいます。(大枚)

😊安部君

9月29日経済レポートのリレー放談によりますと、会員の安部さんのご子息安部秀法さんは、税理士法人の安部事務所を母体に、生保損保の代理店業務を行っています。

今は父上となる安部さんの「しっかり勉強して来い」という後押しもあって広島青年会議所にも所属し、様々な活動を通して研鑽を積み重ねているとのことです。

安部さん、そして秀法さんのますますのご活躍をご祈念いたします。

😊紫雀会

9月例会を、9月24日に行ないました。成績は以下の通りです。

優勝 岡野君 (ダブル)
第2位 木本君
第3位 羽井君



■卓話



中国で広がる 貧富の格差

米山奨学生
張 化氏

今回このテーマにしたのは、8月から約2か月間中国に帰ったことをきっかけに、中国での貧富の格差が広がっていることを強く感じたからである。

中国では、改革・開放の成果として、急速な成長を遂げた一方、貧富の格差も目のくらむまでに拡大した。道で歩いていると、ボルシェ、ベントレーなどの高級車が走っている一方、自転車で通勤している人もいる。デパートをみても、「新世界」で一枚のシャツが3,4万円もするものが普通であるものの、市場では300円~500円で売っているものもある。レストランも同じく、高級レストランでは、最低消費が5万円のところがいっぱいあるのに対し、貧困地域ではご飯が食べられない子どももたくさんいる。そして、最もよく取り上げているのはマンションである。上海の郊外では数億円の別荘風の住宅がどんどん建てられている一方で、「貴州」などの地域では、家族みんなでトイレもない部屋で苦しい生活をしている人もたくさんいる。

このように、中国では都市内または地域間で貧富の格差が存在する。最近日本のテレビでは、中国の富裕層について取り上げていた。例えば、楊恵研という中国トップの富豪の資産は、上海株式市場のバブル崩壊で半減したとされるものの、9,300億円に上り、2007年10月のランキングで一位であった。ちなみに、崩壊前は1兆9,500億円の資産があったことや、また、上海で大金持ちの間で行う「合コン」や、マンションと車を一括で買う中国の若手夫婦などがある。

中国に行かれたことのある方、このような現象を実感したのではないだろうか。日本との違いに不思議に思うだろう。

私は日本にきて9年間を経ているが、日本では、このような桁外れの大金持ちや地方での信じられ

ないぐらいの低所得は、なかなか見られない。
もちろん、日本にも金持ちや貧乏人がいる。ただし、中国ほどの格差が存在しないだろう。ここでは日本と中国の給料の違いについて、例としてすこし見てみよう。

日本では、平社員と部長の給与差はいくらなのか？詳しいことはよくわからないが、友達から聞いたところ、せいぜい2～3倍ぐらいだろう。しかし、中国ではヒラ社員と部長の給与差が数10倍以上するのは当たり前である。さらに上のクラスになると、もっと開きが出てくるケースもある。そして、あとで詳しく説明するが、中国の広州では、最高月収と最低月収の倍率は74倍である。日本社会ではこれほどの格差は存在しないだろう。

このように、日本と違って中国では、所得の格差は大きく、社会問題として注目されている。実際、中国の人民日報によると「社会問題として、所得の格差は高額な医療費、就業・失業問題に続いて、第3位である」。貧富の格差は中国においてとても深刻な問題だと言えよう。

ここでは、中国の貧富の格差を「地域間の格差」と「都市内の格差」という2つの側面から見ていく。

1. 「地域間の格差」

まず、地域間の格差では、沿海部と内陸部などに見られる。これは、沿海部中心の経済開発と関係するものである。

中国は、1978年以降の改革・開放政策のもとで、いわゆる「先富論」（とう小平氏による「先に富める人から富め」というもの）に基づき、沿海部を中心に「経済特別区」を設けて対外開放と工業化を進め、成長を遂げてきた。さらに、1992年のいわゆる「南巡講話」以後は、市場経済化に向けた改革も進み、経済発展は一層加速することとなった。その結果、内陸の諸地域の経済発展は遅れたままとなる中で、沿海部と内陸部の格差を拡大させることに至っている。

具体的に、沿岸地域の「15都市」ではGDPは中国全体の21%も占め、特に、上海では、1人あたりGDP5,000～10,000ドルに達している。沿岸地域は改革開放前より数倍も豊かになった一方、中国国家统计局のデータによれば、内陸部農村地

域では、年収625元（約75.6ドル）未満の絶対貧困人口は2,610万人余り、最低生活保障対象となっている生活困窮者は2,200万人余りとなっている。

このように、中国では、沿岸地域の1人あたりGDPは内陸農村地域の6～15倍以上となっている極端な格差社会である。

中国における格差の問題が社会の不安定をもたらす可能性があるため、格差問題の解消は重要な課題となる。

この地域間の格差の是正策について、中国政府は、地方政府への財政支援も含めた広い意味での所得再分配政策の充実・強化を進めつつある。具体的に、中央政府から地方政府への財政移転や西部大開発等の地域振興策が挙げられる。

こうした政策路線は、明確に具体化にさせたのは、2006年に中国共産党中央政治局が開催する「中国共産党第16期中央委員会第6回全体会議（六中全会）」である。その会議にして、調和の取れた発展を目指す「和諧社会」の実現により格差を是正していくことが強調されている。すなわち、効率優先から公平と効率の均衡へ、沿海部優先発展から地域協調発展へ、都市部優先発展から都市・農村協調発展への政策転換の方針が明確化されたのである。

現在、この政策に沿い、中国政府は内陸（東北地域など）、特に農村地域について「新農村に向かって発展させる」という目標を上げ、力を入れている。

2. 「都市内の格差」

地域間の格差に続き、都市内における所得格差も拡大しつつある。ここでは例として「北京」の下町「大柵欄（ダイシラン）」を取り上げてみる。

大柵欄は北京の前門と天安門に近い中心地に位置し、清朝から北京の商業中心地として繁栄して



きた下町である。1669年に創業した漢方薬の老舗「同仁堂」は1702年に当地に移り、清朝8代の皇帝の指名により188年の間、皇室に漢方薬を提供した。このほかに六必居（漬物屋）、内聯昇（靴屋）、瑞フ祥（布屋）など老舗が多く密集している。



しかし、中国社会科学院が最近実施した調査によると、この老舗を中心として発展、繁栄してきた商業地区のすぐ裏手には、近年、北京市内に数多く出現しているスラムのひとつがある。1平方kmの地域に57,551人の住民が生活しているが、60歳以上の人口が17%を占め、失業者が7%、政府の低所得者保護を受けている家庭は929世帯・1,946人である。住民の平均住居面積は19平米で、一人1日あたりの生活費は103円（8元）以下となっている。

一方、北京近郊では富裕層を対象に1戸面積が最低1,500平米の高級別荘地が開発され、2億6,000万円以上の価格で販売されている。この価額にしても、なかなか手に入らないものである。

中国財政部の報告によると、現在中国総人口の20%を占める最貧困層の収入、消費に占める割合は僅か4.7%で、同じく人口の20%を占める富裕層は、収入、消費に占める割合が50%にも達している。このことは、中国の富裕層は非常に消費意欲を持つことがわかる。

これまで中国では、内陸と沿海などの地域間における所得格差が社会問題として注目されてきた。しかし、最近の調査では、同じ都市においても所得の格差が急速に広がっている。例えば、中国国内でいち早く改革軌道に乗った広州では、企業の会長の月給が54万6,000円（4万1,844元）で、警備員との賃金格差が74倍までに広がった。中国の金融センターの役割を担う上海では、銀行の

支店長と清掃係との格差は70倍に達した。内陸に位置する重慶市では、沿海地域と比較して格差が少ないものの、27倍となっている（表1）。これ以外の主要都市では、北京が41倍であり、深センも52倍に至っている。

表1. 主要都市の所得格差

（単位：元）

都市	最高月収		最低月収		最高/最低倍率	各市の法定最低賃金
	職名	月収	職名	月収		
北京	最高財務責任者	24,302	現場作業員	597	41	580
上海	銀行支店長	46,541	清掃係	665	70	635
広州	企業の会長	41,844	警備員	567	74	567
深セン	※取締役	35,623	単純労働者	690	52	690
重慶	高級管理者	12,000	現場作業員	450	27	400

※深セン市は会長の賃金を発表していない。

出所：JETRO上海

所得格差は、市場経済の発展がもたらす一般的な社会現象である。ただし、中国で都市部における所得格差が急速に広がった背景には、ただ一部の人に富が集中しているだけでなく、富裕層が税金を正しく納めていないという問題が存在していることも考えられる。

実際、中国統計局のデータによると、2004年所得税税収のうち80%は会社に勤めるサラリーマンから徴収され、総収入の半分を占める富裕層が支払う税金は、人口に占める比率と同じ20%にすぎない。一体、なぜ高額所得者の納税金額はこんなに低いのだろうか。

その理由として、中国社会においては、一般的に納税意識が非常に低いという点が挙げられる。会社から個人まで、何とか税金を少なくしようと、様々な手法を考えている。その中で一番よく使われているのは、名目給料を一番課税率の低い金額に設定し、実際給料との差額を福利厚生（洋服代とか）などの名目にかえて支給するという方法である。もう一つの理由は、中国高額所得者の収入源が多数であるため、税務局は把握するのが難しいこともあげられる。

このような状況のもと、中国政府は、税法を見直し、所得格差の是正を図るために、中国政府は所得税法案の修正をはじめた。

まず、基礎控除額を従来の800元から1,500元に引き上げた。また、高額所得者の納税を強化するために、中国税務局は、個人所得税情報管理システムを構築し、高所得業種及び高額所得者に対

して重点的な管理を行う方針を打ち出した。高所得業種については、電信電話、銀行、保険、証券、石油、石油化学、タバコ、航空、鉄道、不動産、プロサッカークラブ、外資系企業、ハイテク分野と定められた。高額所得者に関しては、年収10万元（約130万円）以上の個人経営者、土地開発ディベロッパー、芸能人、弁護士、会計士、税理士、アナリストなどと定義している。高額所得者は全て個人申告と定め、申告しない、また少なく申告した場合には、脱税した金額の半分以上5倍以下の罰金を徴収すると厳しく定めた。

このように、今回の税法修正は、一般所得者に対しては税金負担を軽減させ、高額所得者に対しては、申告管理を強化させることが目的としている。

以上、中国では、改革・開放政策が地域間格差の拡大を招き、そして、近年中国特有の制度や政策によって、都市内部における格差の拡大ももたされた。WTO加盟に伴う農業における競争の激化など格差拡大を促す要因は多くあるが、格差是正に積極的に取り組まなければ、市場の規模と成長性の維持、あるいは、経済発展に向けた基盤を失う危険性がある。すなわち、安定する社会をつくるには、貧富の格差を可能な限り小さくすることが不可欠である。そのため、中国政府は、地方政府への財政支援も含めた広い意味での所得再分配政策の充実・強化を進めており、そして、所得税法修正案により、中国の納税状況を改善しつつある。

